

一宮市告示第195号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第51条第1項第2号の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月15日

一宮市長 中野 正康

1 廃止等に係る指定障害福祉サービス事業者等の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社コネクトハピネス  
一宮市大江二丁目9番13号

2 廃止等に係る事業所の名称及び所在地

就労継続支援B型事業所 あいね  
一宮市大江二丁目9番13号

3 廃止等の年月日

令和6年4月30日

4 廃止等に係る事業の種類

就労継続支援B型

5 事業の主たる対象者

特定なし

6 事業所番号

2312102359